

2024 年度 事業計画

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

【2024年度の事業方針】

2024年度は、食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されることから、これを機に消費者庁に対し、科学的根拠に基づき、消費者に分かりやすく、一体化した保健機能食品制度の見直しについての提案を行い一緒に議論していただくことを呼びかけたい。

3月には、厚生労働省において「平成17年通知」や「平成14年通知」の改正が予定されていることから、協会の認証制度を活用した健康食品の安全性と製品品質の確保と、健康食品全体の底上げに力を注ぐとともに、国内製造の高品質の健康食品の輸出促進を目指して関連する法規制や必要な認証等についての調査研究等に取り組む。

特定保健用食品の分野では、昨年、協会が事業者と取り組んできた疾病リスク低減表示トクホが、表示内容が定められているカルシウムと葉酸以外で初めて許可を受けたところから、これを突破口に疾病リスク低減表示の新たな保健の用途での申請支援を進めるとともに、生活習慣病に係る既許可表示を基にしたEUの表示のような2段階式の疾病リスク低減表示の可能性についても検討を進めていきたい。

機能性表示食品の届出支援においては、ガイドライン改正に伴うPRISMA2020への対応について、事業者へ多様なアドバイスが出来るようプログラムを改編するとともに、「研究レビューの作成代行」、「届出資料の事前点検」、「届出広告相談」、「届出後の分析実施状況公開」等の支援を行うほか、広告表現の適正化に向けた「機能性表示食品広告審査会」の運営に引き続き取り組む。

特別用途食品については、制度見直しの要望書を消費者庁に提出したことによる制度改善が実現したが、本年度は広告自主基準の策定や愛称等を検討する。

昨年、5年ぶりに開催したトップセミナーにつきましては好評であったことから、引き続き今年度も内容の充実を図り9月を目途に実施する。

昨年度に引き続き、医療経済研究・社会福祉協会行うフレイル予防推進会議に、食品表示の専門家として引き続き参画する。

2024年度 事業計画

公益事業

公1 健康補助食品基準設定・認定事業

1. 健康食品部関係

健康食品部では、日健栄協の認証・認定3事業を通して健康食品の品質確保を目指している。原材料の本質的安全性を評価する「安全性自主点検認証事業」、製品品質を評価する「JHFA 認定事業」、製造工程、品質管理を評価する「GMP 認証事業」を行い、健康食品に使用される原材料から製品開発及び製造工程までを評価して、品質確保を進めている。

2023年度は、認定健康食品の活性化を目指して、日健栄協の認証・認定事業の普及活動への取り組みを進めた。JHFA 認定製品の認知度向上を目的に、HP リニューアルにより JHFA 認定製品の露出を増やす試みを実施した。GMP 認証では、GMP 文書体系の整理を行い、事業、審査、調査員関連の要綱、要項等を作成した。又、「日健栄協 GMP 認証制度 Q & A 2023」を作成し、GMP の理解促進を進めた。新規参入の事業者に対して「健康食品いろいろ相談室」で様々な相談への対応を行った。

2024年(2023年度内)には、GMP 認証及び安全性自主点検認証に関わる「平成17年通知」及び健康被害の情報収集に関わる「平成14年通知」の改正が予定されている。健康食品の品質、安全性に関して、より重要性が増してくることから、品質、安全性に関わる認定健康食品についての理解促進を図り、認証・認定3事業の更なる認知向上を進めると共に、事業スキームの見直しに取り組む。又、新規参入の事業者に対して、様々な相談や対応を進め、会員獲得へ繋げる。

(1) 認定健康食品(JHFA)マークに関する事業

JHFA 認定制度は1986年に発足し、高品質の健康食品の証として、消費者の方々による自主的かつ合理的な商品選択の判断に貢献することを目的としている。「規格基準 JHFA」は、日健栄協の公示した規格基準(現在69種類の食品群)に適合しているかについて、配合、パッケージ、分析結果等を審査する。「個別審査型 JHFA」は、規格基準にない健康食品について、配合、パッケージ、分析結果等に加えて、安全性、有効性を個別に審査する。「JHFA マーク」は、学識経験者による厳しい審査を経て合否判定を行い、合格した製品につけられるマークである。

2024年度は、「個別審査型 JHFA 制度」を含めた「JHFA 認定事業」の認知向上を目的に普及活動を進める。各種セミナー(日健栄協主催、展示会等)での説明会、定期的な協会からの情報発信(メールマガジン、展示会等)、関連団体や会員企業をターゲットとしたアプローチと協働での活動、ホームページでの JHFA 掲載品のリニューアル、ホーム

ページへのアクセス向上施策の検討等を行う。

認定健康食品（JHFA）マーク認定登録数

	2010年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
新規	18	15	5	3	7(3)	4(1)	5(3)
総数	458	262	211	189	169(3)	158(4)	140(7)

*（ ）は個別 JHFA

① 規格基準型 JHFA 認定事業

- ・ 新規申請：5 件（認定健康食品認定審査会：6 回開催）
- ・ 更新申請：19 件（事務局による更新認定審査 20 回開催）
- ・ 定期検査、変更届の確認：随時

② 個別審査型 JHFA 認定事業

- ・ 新規申請：5 件（個別審査型 JHFA 審査会：3 回開催）
- ・ 個別審査型 JHFA の説明会：展示会で 1 回、協会主催セミナーで 4 回

③ 普及活動

- ・ 協会主催セミナーでの認証・認定事業説明会（認証・認定事業と個別 JHFA）
- ・ 展示会での出展、セミナー（ifia、東京都食育フェア等）
- ・ 関連団体への認定健康食品制度に関する説明会
- ・ 会員企業・認定取得企業への個別アプローチ（認定取得案内）
- ・ 協会 HP での JHFA 製品紹介バナーとリンク貼り付けのブラッシュアップ
- ・ 問合せ対応強化：認定取得コンサルタントの検討
- ・ 協会発信情報（メールマガジン、学術情報）での定期的な認定制度情報発信

(2) GMP 製造所認定等に関する事業

GMP とは、製品及び原材料の安全性やより良い品質を担保するために、製品及び原材料の製造管理および品質管理に係る管理指標を設定し、その指標の遵守状況を審査し認定する制度である。当協会は健康補助食品 GMP 認証事業を 2005 年に開始し、2023 年度は、新規の GMP 認定工場の認定取得は 8 件（総数 177 件）となっている。

2024 年度は、「平成 17 年通知」の改正に伴い、改正通知との整合性を中心に「日健栄協 GMP ガイドライン」（製品、原材料）の改正を行う。GMP 認定工場のレベル向上を目的とした「GMP 教育セミナー」、GMP 新規取得促進を目的とした「GMP 導入勉強会」を継続して開催する。

GMP 製品マーク表示承認は、審査・承認のスキームの見直しを行い、事業者にとって取得しやすいスキームとした。GMP 認定工場、販売事業者へのアプローチを強化し、GMP 製品マーク表示承認の承認数増を目指す。

「GMP を考える会」では、海外展開とフードロスの観点で、引き続き、議論を継続する。特に、海外展開の観点では、「健康食品 GMP」と他の認証制度（cGMP、FSSC など）との比較を行い、海外展開するうえでの情報を整理する。

GMP 認証登録工場数及び製品マーク許可製品数

		2010 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (見込)
工場	新規	5	7	12	15	11	8	8
	総数	64	145	151	162	171	176	177
製品	新規	19	16	16	18	16	7	12
	総数	52	141	139	130	135	125	114

① 工場認定事業

- ・ 工場認定(製品 GMP・原材料 GMP)：新規 10 工場、更新 56 工場
- ・ 工場認定審査会：12 回開催
- ・ 認定工場のレベルアップ：
 - 中間実地調査：122 工場 (1 回/年)
 - 「GMP 教育セミナー」への参加を認定要件とする：2 名/認定工場/年
- ・ 「日健栄協 GMP ガイドライン」改正 **【新規】**
 - 「平成 17 年通知」の改正を踏まえて「GMP ガイドライン」の改正を行う。
 - 主任調査員を中心に改正作業を進める。
- ・ 事務局体制の効率化、主任調査員会議の定期的開催により、調査・審査・問合せ対応の精度向上と効率化を図る。

② 製品マーク認証事業

- ・ 認証数：新規 50 件、継続 114 件 (機能性表示食品：新規 2 件、継続 25 件)
- ・ 製品マーク表示審査会：12 回開催
- ・ 製品マーク表示承認数増への取組 **【新規】**
 - (1) GMP 認定工場経由で製品販売事業者への直接アプローチ
 - (2) GMP 製品マーク表示承認の製品の露出向上 (HP リニューアル)
 - (3) 各種セミナー(日健栄協)での情報発信(GMP 製品マーク説明)

③ 調査員会議

- ・ 主任調査員会議 (定期的開催：2 ヶ月毎)：工場認定、ガイドライン、協会セミナー、問合せ対応等
- ・ 調査員会議 (年 2 回：東京、大阪)：GMP 調査員のレベル向上 (勉強会)、調査内容の標準化、情報交換、意見交換等

④ 「GMP を考える会」

- ・ 海外展開を目標とした各種認証制度の比較検討
- ・ フードロスの観点での原材料廃棄の改善への取り組み検討

⑤ GMP に関わるセミナー (GMP 推進事業)

- ・ 「GMP 教育セミナー」(オンデマンド配信)
 - GMP に関連したトピックスなど(認定取得工場対象の実践的なセミナー)
 - 更新時の認定取得要件 (1 製造所につき 2 名参加)

- ・ 「GMP 導入勉強会」(4回)(スクール、オンライン併用)

GMP に関する基礎知識、認定取得のため事業者向けの基本セミナー

(3) 健康食品安全性自主点検認証に関する事業

健康食品安全性自主点検認証は、健康食品の原材料や最終製品の安全性について事業者が実施した自主点検結果を学識経験者からなる審査会が審議し、適正と判定した場合に認められている。申請者は機能発現を意図して使用する(機能性を訴求する)原材料(素材・成分)の食経験情報、健康被害情報、更に安全性に関する学術情報を収集し、追加の安全性試験実施の必要性判断や摂取目安量の設定根拠、医薬品との相互作用などの注意喚起の必要性判断などを示す必要がある。

2023年度の安全性自主点検認証事業は、新規認証数は1件、更新審査は27件、変更審査は4件である。

2024年(2023年度内)には、「平成17年通知」の改正が予定されており、健康食品の原材料の本質的な安全性確保についての考え方がより重要になると考えることから、これを機に安全性自主点検スキームの重要性について、再度周知を行い、認証取得数増加を目指すとともに事業として認証スキームの見直しを検討する。

- *平成17年通知：「錠剤、カプセル状等の食品の適正な製造に関わる基本的な考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について

安全性自主点検認証登録原材料及び製品数

		2010年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度 (見込)
原材料	新規	62	1	0	0	0	0	1
	総数	62	103	78	64	64	58	56
製品	新規	1	0	0	0	2	2	0
	総数	1	13	11	7	9	9	7

① 認証事業(原材料、製品)

- ・ 新規1件(原材料1件、製品0件)
- ・ 更新11件(原材料10件、製品1件)
- ・ 安全性自主点検審査会：5回開催
- ・ 「安全性自主点検認証登録の手引書」【新規】
「平成17年通知」の改正を踏まえて手引書の改正を行う。

② 新認証制度の検討【新規】

- ・ 健康食品の原材料を製造(販売)(輸入)する事業者を認定する制度の検討
- ・ 新制度検討P/Jとして検討する(全体概要・課題抽出、事業者ヒアリング、認証スキーム・マーク・規程・審査など)

③ 安全性自主点検認証事業の新スキーム

- ・ 認定取得企業、関連団体、審査員へのヒアリング
- ・ 新スキーム考案：認定対象、審査方法、現行認定との比較など

2. 学術情報部関係

健康食品相談業務（「健康食品相談室」）の実施

一般消費者を対象とした健康食品に対する電話相談業務を行っている（2016年度より学術情報部が担当）。また、2020年度から当協会ホームページ上での受付も開始した。2021年度までは、電話受付を週3日（祝日・協会休業日を除く火・木・金の13時～16時）で対応していたが、2022年度より火・木の週2日同時時間帯の受付として、受電時の対応者が一旦内容を聞取り、回答担当者が内容を精査した上で回答する体制とした。

2024年度は、2023年度に続き「健康食品相談室」ホームページのコンテンツの充実（実際の相談内容を活用した上でのQ&Aの拡充など）を図る。相談事例を活用した事業者への教育・啓発活動（メールマガジンを活用）、「健康食品相談室」の認知度向上の取組も引き続き行う。

相談件数実績（電話及びウェブ受付）

	15年度 (週2日)	16年度 (9月より 週5日)	17年度 -19年度 (週5日)	20年度 (週3日)	21年度 (週3日)	22年度 (週2日)	23年度* (週2日)
件数	148	245	317/年	111	101	49	83

* 2024年1月末時点

- ① 「健康食品相談室」のホームページの充実
 - ・ 2023年度、Q&Aの大幅改編（実際の相談内容を活用）、健康食品・食品の有用情報源のリスト掲載を行ったが、引続き内容の充実に努める。
- ② 相談内容の活用促進
 - ・ 内容により、厚生労働省、消費者庁、国民生活センターとの情報共有
 - ・ 必要と判断した場合の企業への情報提供、注意喚起、教育・啓発（健康被害情報、消費者への不適切な対応：相談者の個人情報に配慮）
- ③ 「健康食品相談室」の認知度向上への取組
 - ・ 東京都食育フェア等、消費者参加イベントでリーフレット配布。国民生活センターを経由で地方自治体の消費生活センターへの周知。

公2 保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

1. 特定保健用食品部関係

特定保健用食品部では、特定保健用食品の申請、許可取得、許可後の変更届などを行う事業者を支援するとともに、制度の活用や消費者の理解と利用の拡大のための普及・啓発活動を行っている。

支援事業として、商品開発から申請書の作成・提出に至るまで個別に相談対応する他、講習会等を通じて関連する最新情報の提供を行っている。さらに、特定保健用食品制度の課題解決や発展のための調査研究などを事業者参加で行う、技術部会活動を運営している。

事業者による特定保健用食品制度の活用を推進し、特定保健用食品の普及と利用拡大を図るために、[トクホ]ごあんないや技術部会活動報告書を作成し情報発信を行っている。

機能性表示食品制度開始以来、特定保健用食品の申請・許可数が減少しており、さらに機能性表示食品との棲み分けも含め、制度の今後を考える時機にある。なかでもトクホにのみ認められている疾病リスク低減表示の拡大は、重要な課題であることから、新たな保健の用途の許可を拡大するため事業者支援に注力する。

(1) 特定保健用食品の申請支援

特定保健用食品を申請するにあたり、制度の理解、申請書とその添付資料の作成、有効性と安全性試験の実施などに関し、事業者の実情に応じて情報提供や相談を行う。疾病リスク低減表示の申請に関しては、別枠で公募し、要件の不明確な部分を消費者庁と協議することも含めて支援を強化する。

① 事業者に対する申請支援

事業者の特定保健用食品申請支援として、今年度も制度の疑問や申請書提出までの過程における相談、審査申請書の申請チェックやアドバイス及び事務指導を行う等、支援内容を充実させ効率的に支援を行う。2023年度(2024年1月末現在)の申請支援の実績は下表のとおり。

特定保健用食品申請支援の実績(件数)

支援内容	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
相談	32	22	13	11	16	11	14	13
申請チェック	19	16	6	3	3	0	0	1
事務指導	6	6	4	1	2	5	1	2

② 疾病リスク低減表示の申請支援【拡充】

・公募した3件について申請支援を行った結果、許可は1件であったが、申請・審査に関する新たな情報や考えが得られており、今後の申請支援に活用する。今年度はEU型の表示で申請する事業者を新たに公募し支援を行う。

③ 再許可申請マニュアルの発行【新規】

- ・2023年度技術部会で作成した再許可申請マニュアルについて、消費者庁の確認を得た後発行する。

(2) 特定保健用食品講習会及び説明会の実施

- ・特定保健用食品の開発や申請業務の参考となるように、審査・申請の実際や実務、開発と許可取得実例、成分分析法などに関する講演と、技術部会活動の報告を加えた特定保健用食品講習会を開催する。
- ・厚生労働省から食品衛生基準行政が消費者庁に移行することに伴い、トクホの審査手続きの見直しが行われることから必要に応じて説明会を開催する。

(3) 技術部会活動の推進

技術部会活動では、事業者の自主的な参画により、制度を利用する上での諸問題や発展のための調査研究などに取り組んでいる。特定保健用食品部はその事務局業務を行うとともに、情報の提供、行政との協議などにより技術部会活動を推進する。

① 技術部会活動の支援

- ・会議開催、関連情報提供などの事務局業務を行う。
- ・関係行政との意見交換を図り、部会が提起した課題の解決を進める。
- ・部会活動の成果を講習会や学会等で発表する準備をする。
- ・活動報告書「特定保健用食品ありかた」を発行する。

② 技術部会の取り組み課題

- ・特定保健用食品制度の今後を含む、保健機能食品制度の将来的課題の検討
- ・申請、許可取得、変更届など制度上の課題の解決
- ・特定保健用食品の理解と利用拡大のための普及活動

(4) 普及啓発活動

① [トクホ]ごあんない【2024年版】の作成と活用

- ・特定保健用食品の普及ツールとして、栄養士や薬剤師など、消費者に説明する機会を有する専門家を主なターゲットとし、特定保健用食品制度の解説や販売中の製品情報などの情報を集約したコンテンツで作成する。

- ・配送先の新規開拓とそのリスト化による情報発信・収集の強化

双方向の情報交換ができるように配送先のメールアドレス入手によるリスト化を引き続き行い、特定保健指導用教材の紹介、特定保健用食品の制度や適切な使用の説明等に関するセミナー提供を働きかけ普及に努める。また、市町村の行政窓口等を新たな配布先として検討する。

② 保健指導時にトクホの利用を提案するための教材(「トクホを活用してみませんか」)

2024年度版を作成する。この教材の説明を日本栄養改善学会で行い、管理栄養士等に働きかけるとともに、地方自治体等へ紹介し活用を働きかける。

(5) 許可と市場に関する情報の活用

特定保健用食品の許可情報をもとに、保健の用途や関与成分、食品形態別等の動向を解析した資料を整備し、申請支援、トクホに関する講演、制度検討などにおいて活用するとともに会員への情報提供を行う。

2. 栄養食品部関係

(1) 「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動

特別用途食品の積極的な活用を目的に、特別用途食品制度の課題や今後のあり方を研究し、制度の活性化を目指す研究会である。研究会の主たる構成員は、当協会及び日本流動食協会、又は日本メディカルニュートリション協議会の加盟企業を中心に、本領域に興味を持つ企業や関連団体と連携を強化しながら、幹事会および各分科会を運営する。

① 幹事会

日本流動食協会及び日本メディカルニュートリション協議会の幹事及び当協会幹部等により構成し、研究会の方針検討や事業総括、インセンティブに関する協議等を行う。

② 分科会活動

1) 広告分科会

- ・特別用途食品に関する広告は、消費者により分かりやすい情報提供を行うこと、また当該食品の認知度を高め、特別用途食品を利用した栄養管理を行いやすくする観点から重要な役割を果たす。このことから、広告に関する事業者向け留意事項をまとめた「特別用途食品適正広告自主基準」の策定を進める。

2) 個別評価型病者用食品分科会

- ・個別評価型病者用食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、経口補水液に関する課題等を協議する。

3) 総合栄養食品分科会

- ・総合栄養食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、申請促進に関することを協議する。
- ・許可基準型「サルコペニア用食品」新設要望に関することに取り組む。

4) えん下困難者用食品分科会（とろみ調整用食品を含む）

- ・えん下困難者用食品の制度運用改善及び要望に関すること、食品群別の広告表現に関すること、申請促進に関することを協議する。

③ 連携事業 申請マニュアルの作成

- ・最新通知等に合わせた申請マニュアルを作成し申請を支援する。

(2) 特別用途食品制度に関する普及活動

- ・大学（医師・管理栄養士養成、食品関係）や一般消費者向けの講義依頼等を通じ、制度の普及啓発に取り組む。

(3) 特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援

特別用途食品制度の研究活動を通じて得られた知見を活用し、各企業からの「個別申請相談」、「申請書チェック」依頼に対応する。また2020年度より開始した栄養機能食品の製品企画等に関する相談についても対応する。

特別用途食品申請支援の実績（件数）

申請支援の内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
特別用途食品-申請相談	3	4	4	1	5
特別用途食品-申請書チェック	0	5	0	1	1
栄養機能食品-製品企画相談		6	1	0	0

2024年2月現在

(4)「日本流動食協会」、「日本メディカルニュートリション協議会」との連携強化

総合栄養食品をはじめとする流動食関連企業等が所属する「日本流動食協会」、低たんぱく質食品やえん下困難者用食品関連企業等が所属する「日本メディカルニュートリション協議会」と連携し、特別用途食品制度の活性化に関する情報共有を継続業務として行う。

3. 機能性食品部関係

機能性食品部では、『機能性表示食品』について、次の5つの届出支援事業を行う。

- ①「届出・広告相談」、②「研究レビュー作成」、③「届出資料事前点検」、④「届出後の分析実施状況公開サイトの運営」、⑤「届出資料作成の手引書」。
- ①については、届出に不慣れな届出者対応から消費者庁の差し戻し対応まで、事業者のニーズに応じてアドバイスしていく。また、昨年のガイドライン改正に呼応して、PRISMA2020に関するアドバイスも行っていく。②研究レビュー作成については、PRISMA2020に則った最新の形で対応する。③いわゆる30日ルールがなくなり落ち着いてきたが、事前点検を受けると明らかに消費者庁の差し戻しが減るため、事業者のスキルアップも目指して引き続き粛々と実施してゆく。④は、消費者の安心・信用につながる事業であるので、他団体とも連携して、更に利用者を増やすための工夫を行っていく。⑤2024年に改定版を発刊予定の「手引書」では、ガイドライン改正の内容を盛り込み、届出を予定している事業者等に販売する。また、制度普及やエビデンスの質の向上を目的とした勉強会・セミナー（届出セミナー、PRISMA2020関連等）に注力する。更に、広告の適正化に向けた業界の自浄的な取り組みである広告部会・広告審査会も審査基準解説書を充実させ、事例を積み重ねる。また、地方自治体との協業に関しても積極的に推進していく。本年度も9年間の実績を活かして制度の普及啓発に傾注する。

(1) 機能性表示食品の届出・広告相談事業

機能性表示食品の届出について、過去9年間の豊富な実績をもとに、本年度も機能性、安全性、容器包装表示、事後チェック指针对応（科学的根拠及び広告）、PRISMA2020対応等の内容につき適切なアドバイスを行っていく。

届出・広告相談件数

年 度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (2/14 現在)	2024 年度 (目標)
会 員	104	99	116	81	60	75	57	62	86	130
一 般	62	30	12	13	14	7	13	9	17	

(2) 機能性表示食品の届出資料の事前点検事業

2023 年のガイドライン・質疑応答集の改定時に、機関としての指定及び 30 日ルールが解消されたが、以前として第三者的立場で行う事前点検にも一定のニーズが存在する。PRISMA2020 対応案件も増えているため、制度の健全な発展を目指して粛々と実施していく。

事前点検件数

年 度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (2/14 現在)	2024 年度 (目標)
件 数	7	3	2	14	32	37	12

(3) 広告部会・広告審査会

機能性表示食品の広告の適正化に関する調査・研究・立案を行う広告部会を、昨年度と同様に毎月開催する。また、広告審査会についても、広告部会の予備審査を経て年 1 回実施する。これまで通り「事後チェック指針」および「機能性表示食品適正広告自主基準」、「日健栄協機能性表示食品広告審査会解説書」を審査基準として用いて実施する。

(4) 届出後の分析状況公開サイトの運用

2018 年に消費者庁より機能性表示食品について、消費者への信頼度を上げる観点から、発売後の分析状況を公表することが強く求められた。そこで、2019 年度から協会独自に、会員・非会員を問わず、分析結果の公開サイトを協会ホームページ上に開設している。本年度も更に届出事業者の利用を促す。

公開事業者数・製品数

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (目標)
公開事業者数	9	15	22	24	30	35
製 品 数	51	62	113	112	130	150

(5) 機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会実施

機能性表示食品の届出経験がないか、少ない事業者に対して、全国の地方自治体等と連携して、機能性表示食品制度に関する説明会・相談会を実施する。

説明会・相談会実施回数

年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (2/14 現在)	2024 年度 (目標)
回 数	2	0	1	3	2	3

(6) 会員、関連団体、行政機関と連携した機能性表示食品制度の普及・啓発

① 機能性表示食品届出資料作成の手引書

2020年に発刊し、ガイドライン改正に伴い改定した手引書について、2024年4月に電子版を発刊する。また、改定した手引書を用いたセミナーを、オンデマンドで定期的に配信する。

② 「詳説 機能性表示食品制度」の普及

健康食品に関連する各種展示会、セミナーや栄養学、農学、薬学関連の先生方を通じ、既刊の機能性表示食品制度の解説書を更に宣伝し普及させる。

③ 機能性表示食品制度に関する情報の提供

講演やセミナー等を通じて、または消費者庁及び関連団体と連携して機能性表示食品制度に関する最新情報等の提供を行う。

④ 機能性表示食品担当者意見交換会

消費者庁と関連団体とで、定期的に行われている意見交換会、或いはワーキンググループにおいて、本年度も機能性表示食品制度の課題について意見交換する。特に、ガイドライン改正や制度普及のあり方、広告、Q&A案、届出資料の事前点検の効率化などについて議論を深めていく。

4. 学術情報部関係

学術誌の発刊事業

「健康・栄養食品研究」は保健機能食品、その他の健康食品、特別用途食品等の、有効性・安全性等の研究論文を掲載する査読付き学術誌である。2012年度からの4年間の休刊を経て、2016年度よりフリーアクセスのオンラインジャーナルとして復刊した。新規投稿を促すための活動を、2024年度も引き続き行う。

学術誌発刊実績

	16年度 - 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度*
掲載論文数	4	0	1	2	1	0	0
受付数	8	3	2	2	0	0	1
掲載拒否、取下げ	4	2	1	0	0	0	0

* 2024年1月末時点

①編集委員会（必要に応じ開催を検討）

②学術誌

- ・ 受理論文を J-STAGE へ掲載（協会ホームページ上の発刊済み論文リストから J-STAGE にリンクさせる）
- ・ 投稿奨励策の実施

月 2 回配信の国内外の記事情報および健康食品関連団体とのリスク情報共有メール（上記記事情報と連動）の中でのアナウンス（2022 年下期より開始）の継続。展示会等での当協会ブースの活用等。

公3 食品保健指導士養成事業

研修企画部関係

2024年度の食品保健指導士養成を目的とした講習会は、日本食品保健指導士会との連携を図りながら、食品保健指導士を取得させる意義の再確認、流通市場において、健康の維持・増進に特別に役立つことをうたって販売されたり、そのような効果を期待して扱われている保健機能食品や栄養機能食品及び健康食品に関して消費者に適切な情報が提供できる内容の充実を図りながら実施していく。

実施方法としては、2022年度より行っているオンデマンド配信形式を中心として開催し、勤務している方等が場所や時間にとらわれずに受講可能となり、多くの方が受講しやすくなるように開催する。

食品保健指導士の養成に関わる事業

① 食品保健指導士養成講習会

オンデマンド配信による年2回の開催を実施。

2024年度 第1回 2024年7月12日～2024年8月19日（予定）

2024年度 第2回 2024年12月2日～2025年1月10日（予定）

② 受講修了者に対し、修了評価認定試験を実施する。

2024年度 第1回 修了評価認定試験 2024年9月上旬（予定）

2024年度 第2回 修了評価認定試験 2025年1月下旬（予定）

不合格者に対しては、再試験及び追試験を実施する。

③ 食品保健指導士認定証書の発行

食品保健指導士養成講習会を受講且つ修了評価認定試験に合格した者に対し、食品保健指導士の資格を授与し認定証書を発行する。

④ 食品保健指導士資格更新手続き

有効期限（5年）を迎える食品保健指導士の資格更新手続きを行う。

今年度対象者：90名

⑤ 食品保健指導士フォローアップ事業（日本食品保健指導士会への委託事業）

食品保健指導士資格更新のため講習会等を日本食品保健指導士会に委託する。

公4 特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係

2023年度は、広告研究会及び第3回、第4回広告審査会を開催した結果、関係法令に著しく抵触するものは無かった。また、消費者庁からは、特定保健用食品関係で、消費者庁が指摘した広告も無く、公取協活動に高い評価をいただいた。

会員のより良い広告立案のため、TVCMでのグラフ使用について、通知文を発出した。

また、消費者向けホームページを作成し、消費者への普及啓発と相談窓口を設置した。

2024年度は、新会員の獲得に努めるとともに、引き続き広告研究会及び広告審査会の開催運営と、協議会会員からの相談に対応する。さらに、徐々に消費者の目に届きつつある公正マークの活用促進等を行い、特定保健用食品の表示広告の公正な競争の確保を図っていくとともに、消費者への更なる普及啓発と相談への対応を行い、消費者にとってわかり易い商品選択ができる環境づくりに貢献する。

また、広告審査会での審査対象については、広告数の少ない雑誌の募集を中止し、広告数が多くなっているWeb動画等を追加する予定である。

2024年度の事業計画は以下のとおり。

(1) 公正取引協議会の運営

- ・ 公正取引協議会総会の開催（5月10日開催予定）
- ・ 公正取引協議会運営委員会の開催（年2回）

(2) 公正競争規約及び施行規則等の運用

- ・ 広告審査会の開催（2024年10月を予定）、及び審査結果のフォローアップ
- ・ 規約の遵守状況の調査、及び違反に対する措置
- ・ 広告研究会の運営、開催
- ・ 公正マークの審査、付与

(3) 普及、啓発、広報活動

- ・ 公正取引協議会のホームページの運用
- ・ 広告に関する研修会の開催（年2回）
- ・ 消費者への普及啓発のため、消費者向けのホームページの充実

(4) 指導、相談事業

- ・ 特定保健用食品の表示広告等に関する公正取引協議会会員からの相談への対応
- ・ 消費者からの相談への対応

(5) 関係官公庁との関係活動

- ・ 関係官公庁と法令解釈に関する定期的な意見交換をする
- ・ 広告審査会の審査結果・指摘事項の報告等を行い、相互理解、認識の共有を図る

共通事業

1. 健康食品部関係

事業者向け健康食品相談事業

健康食品に関して様々な分野及び領域での相談を行うことで、会員企業へのサービス向上と新規会員の獲得を目指し、2020年8月から「健康食品いろいろ相談室」を開設し、受付を開始した。

2023年4月～2024年1月の相談件数は42件（前年比：113%）（面談：7件、メール対応：35件）（会員：32件、一般：10件）。相談内容は、表示広告、製造管理、機能性表示食品などが多く、幅広い分野となっている。健康食品部で対応しているが、専門分野の相談の場合は、専門相談窓口や行政等を紹介している。一般からの相談で、その後入会した事業者もある。

2024年度は、継続して相談事業を行う。会員サービスの向上だけでなく、非会員からの相談を増やし、新規入会や認定取得へ繋げるために、日健栄協の「健康食品いろいろ相談室」の認知向上施策の検討を進める。

「健康食品いろいろ相談室」（事業者向け）

- ・概要：健康食品業界における初歩的な相談から、GMPや特定保健用食品・機能性表示食品等の専門分野まで幅広く対応する。内容に応じて、協会内外の専門の相談窓口を紹介する。
- ・相談分野： 事業全体、販売、開発、製造、広告、表示、認証・認定、法規制、トクホ、機能性表示食品など。
- ・相談員： 健康食品全体の知識があるもの、行政経験があるもの、企業での事業経験があるもの等の数人で構成する。
- ・相談資格： 協会会員は無料で相談可能とする。会員以外の企業についても有料で相談可能とする。

2. 学術情報部関係

健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信

- ① 当協会会員の事業活動に役立つと思われる健康食品等に係る国内外の有用・重要情報の収集、メールマガジン形態での会員への情報発信（発信頻度：原則月2回）
- ② コーデックス、欧州食品安全機関、米食品医薬品局等の海外公的機関情報の継続的ウォッチングと会員企業への情報発信（適宜）
- ③ 収集情報の活用
 - ・健康食品関連団体との情報共有：月2回の会員向け情報発信のコンテンツから行政動向や食品業界全体に係るリスク情報を抽出して配信（月2回）。また、業界にとって重要・重大情報については適宜発信する。
 - ・配信後1年以上経過したコンテンツの一般への公開（23年度から運用開

始)：半年毎にまとめたものをホームページで閲覧可能。

3. 渉外広報室関係

(1) 会員への情報提供

① メールマガジンの発行

- ・定期便:2回/月、臨時便：緊急性に応じ随時配信
- ・セミナー・講習会の案内、行政・業界の動向、協会の取組や考え方、事業全般等について情報提供する

② ホームページ内の会員専用ページへの情報掲載

- ・「メールマガジン」及び「国内外の健康食品に関する記事情報」のバックナンバーの掲載
- ・各部に所属する会員への有益な情報を積極的に掲載する

【各部の会員専用ページに掲載している主な内容】

- | | |
|-----------|---|
| 健康食品部： | 健康補助食品規格基準集
健康食品に関する情報収集サイト集 |
| 特定保健用食品部： | 特定保健用食品に関連する主な通知 |
| 機能性食品部： | 機能性表示食品の広告に関連する主な文書 |
| 栄養食品部： | 「特別用途食品」に関する主な通知・質疑応答集・
関連する調査報告書等
栄養機能食品・食品表示基準と関連する調査報告書等 |

(2) 普及・啓発活動

① 展示会への参加

会員外の事業者や一般消費者を対象に、事業の紹介や入会のメリット等をPRし、新規会員の獲得を目指す

- ・ ifia/HFE JAPAN 2024 (5月22日～24日) 主催：(株)食品化学新聞社
ifia/HFE JAPAN 2024 日健栄協・社福協 共催セミナー予定
- ・ 食品開発展 2024 (10月23日～25日) 主催：インフォマーケッツジャパン(株)
自由講演 当協会による講演

② ホームページの活用

- ・タイムリーな情報の更新
- ・協会の役割と各部の活動内容を明確にし、入会の促進につなげる
- ・一般事業者及び会員が必要な情報に辿り着きやすい構成とする

(3) 報道への対応

① プレスリリース

業界紙へのニュースリリースの積極的な配信

② メディア懇談会の開催 (一般紙・業界紙)

年2回開催 (5月、10月予定)

報道関係者に、「最近の協会事業活動報告と今後の予定」を公表
協会の事業内容について、メディアを通して、企業・一般消費者にも理解を
促し、協会の認知度を高める
個々のインタビュー、取材への丁寧な対応

(4) 後援・協賛活動

展示会、講習会、セミナー等への後援名義等の提供

(5) 講演講師派遣

行政、関係団体等が主催する講習会、セミナー等への講師の派遣

4. 研修企画部関係

中小企業における新人教育が難しいという声をもとに始めた「新人向け」と「中堅向け」のセミナーは好評であり、最新情報を加味した内容の充実を図りながら 2024 年度も引き続きオンライン配信、オンデマンド配信等により開催する。また、昨年度より導入実施している、企業が社員研修の一環として活用できるような各々の企業要望に応じた講義内容にした企業向けパッケージ等のオンデマンド配信も取り組んでいく。

また、昨年度実施した「トップセミナー」についても引き続き継続する。最先端の行政動向や健康増進を意識した有識者情報、さらには、業界間での情報交換ができるような会場形式での開催を計画する。

さらに、他部で計画している年内セミナーも合わせた年間スケジュールを会員にお知らせし、計画的に受講していただけるようなシステムを作っていく。

研修事業（セミナーの充実）

- (1) 新卒生や異業種からの転職組を対象とした“健康食品業界 新人向けセミナー”を継続開催。
 - ①「健康食品の全体をわかりやすく」と題し、3人の講師（協会職員）で解説する。
オンデマンド配信で年2回配信（6月下旬及び11月中旬を予定）
 - ②さらに、ステップアップを目指したい方に向けた、分野別に特化した新人向け基礎講座（深掘りコース）を2コース設定して開催する。スクール形式（8月末予定）
- (2) 中堅向け実務講座の開催。

「アドバンスセミナー」として、オンライン配信を中心に3回開催の予定。
これまでに行ってきたアンケート結果を参考にテーマを選定し、健康食品事業者からの要望に沿ったセミナーを開催。（9月、12月、3月を予定）
- (3) 社内での新人教育などに利用して頂けるように①を活用して、日程を自由に設定できるものを基本にした、企業向けのパッケージを提供。
- (4) 会員獲得、会員の維持を目指した「トップセミナー」の開催。

協会ならではの魅力を発揮できるような最新の行政動向や新たな研究開発等の紹介、昨年度業績に対する表彰、行政・業界間での情報交換できる場の提供（9月中旬）

5. 九州支部関係

(1) 九州支部研修会・セミナーの開催

- ・九州支部会員及び食品保健指導士会合同によるセミナーを開催する。

(2024年7月、2025年1月)

(2) 普及啓発・広報・連携活動

- ・九州地区における関連イベントに積極的に参加するとともに、沖縄を含めた九州地区において協会事業に関する広報活動を行い、新規会員の獲得及び食品保健指導士養成講習会受講者の獲得を行う。

新人向け及び中堅向けセミナー、アドバンスセミナーについても引き続き参加を呼びかける。また JHFA・GMP・安全性認証などの健康食品に係わる各種認定取得企業の増を図る為の普及活動を展開し、それらの活動を通じた当該地区における健康食品業界の活性化と行政機関及び関連諸団体との連携強化を図る。

収益事業

収 1 賃貸事業 建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係

賃貸事業

当協会建物内の区画の賃貸、1階・3階会議室の貸出等を行う。(4団体)

- ・健康と食品懇話会
- ・薬業健康食品研究会
- ・健康食品産業協議会
- ・日本流動食協会
- ・1階自動販売機の設置、及び屋上電話アンテナの設置

収 2 受託事業

1. 総務部関係

事務代行受託事業 (2団体)

関係2団体の事務代行受託業務を行う。

- ・健康と食品懇話会
- ・薬業健康食品研究会

2. 栄養食品部関係

(1)日本流動食協会からの受託事業

日本流動食協会の会議開催、連絡調整、流動食の年間生産量調査等の実施を行う。

(2)フレイル予防産業の構築への参画

東大高齢化社会総合研究機構(食の在り方研究会)が提唱した取り組みであり、「栄養」「身体活動(運動)」「社会参加」の3つの柱を基軸とした国民の啓発活動、さらには、産業界を巻き込んだ構想である。昨年は、医療経済研究・社会保険福祉協会を中心に「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、今後は提言に基づく活動を推進する組織として設置される予定の「フレイル予防推進会議」に、食品表示の専門家として引き続き協力する。

3. 機能性食品部関係

機能性表示食品の研究レビュー実施

機能性表示食品の届出を目指す事業者の資料作成において、機能性について事業者や団体に代わって研究レビューを作成する。

届出支援件数

年 度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (2/14 現在)	2024 年度 (目標)
会 員	9	4	0	0	1	0	0	0	0	3
一 般	11*	0	4*	2*	5*	7*	3	2	3*	

*：農研機構からの受託分を含む

法人会計

総務部関係

公益財団法人としての機関(理事会、評議員会)運営に関する業務及び内閣府への報告・届出業務、会計・経理業務、庶務、施設管理に関する業務の他、九州支部の運営支援を行う。

(1) 法人組織の運營業務

- ・ 定時評議員会を2024年6月に、臨時評議員会を2025年3月に開催予定
- ・ 通常理事会を2024年6月及び2025年3月に、理事長及び業務執行理事選定の臨時理事会を2024年6月に開催予定
- ・ 2023年度事業を対象とした監事監査を2024年5月に開催予定
- ・ 役員候補選出委員会を2024年6月に開催予定
- ・ 定時評議員会において理事の改選を予定
- ・ 業務執行理事会を理事会と同日開催するほか、適時に開催予定

(2) 会員、関連団体に関する業務

- ・ 入会・退会員の事務手続き及び会員データ管理業務
- ・ 2024年度協会表彰の実施

(3) 公益財団法人の運営

- ・ 内閣府への定期報告(事業計画・予算と事業報告・決算等)、及び変更届出(理事の変更)を行う。
- ・ 定款及び法令に基づく財務状況、事業内容の公表

(4) 会計・人事・庶務・職員研修

- ・ 会計・経理業務、各種契約業務、出向職員・実務研修生に関する業務、各種委員会委員の委嘱業務、その他庶務及び施設管理に関する業務等

(5) 九州支部の運営支援

九州支部の事業計画については下記のとおり。

① 九州支部総会の開催

- ・ 通常総会 2024年4月に開催予定
- ・ 臨時総会 2025年1月に開催予定

② 九州支部運営委員会の開催

- ・ 九州支部の運営及び事業実施の検討のための、支部運営委員会を開催する。年2回の開催を予定。(2024年4月、2025年1月)